

令和3年小値賀町議会12月会議

1、出席議員 6名

2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	黒	崎	政	美
5	番	末	永	一	朗
7	番	今	田	光	弘
8	番	横	山	弘	藏

2、欠席議員 6番 浦 英 明

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	村	久	之
副	町	近	藤		進
総	務	谷	元	芳	久
福	祉	前	田	達	也
事	務				
所	長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	西		浩	康		
議	会	事	務	局	書	記	松	田	智	恵	美

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

令和3年小値賀町議会12月会議

令和3年12月20日（月曜日） 午前10時00分

第 1 会議録署名議員指名（今田光弘議員・松屋治郎議員）

第 2 議案第85号 令和3年度 小値賀町一般会計補正予算（第8号）

午前9時58分 開 議

議長(横山弘藏) ただいまから、令和3年小値賀町議会12月会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番・今田光弘議員、2番・松屋治郎議員を指名します。

日程第2、議案第85号、令和3年度小値賀町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西村久之) おはようございます。

議案第85号、令和3年度小値賀町一般会計補正予算(第8号)について説明いたします。

今回の補正予算は、今月6日開催の小値賀町議会定例12月会議において、可決していただきました「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、子育て世帯を支援する臨時特例給付金」5万円を全額現金10万円で支給するための予算措置でございます。

前回の定例議会の折、5万円を現金で残りの5万円については、「クーポン券」か「5万円の現金」かのアンケートを取り決めたいと提案しておりましたが、国の方針では「全額現金でも可能」という事ありますので、全額現金支給するものでございます。

予算書1ページ第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、補正後の予算総額を40億946万円とするものでございます。

それでは、説明書6ページ歳入から説明いたします。

14款2項1目・民生費国庫補助金を1,300万円増額し、2項・国庫補助金の総額を1億9,932万8,000円としております。

7ページ歳出では、3款2項1目・児童福祉総務費を1,300万円増額し、2項・児童福祉費の総額を1億5,341万2,000円としております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願い致します。

議長(横山弘藏) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願

います。

議長（横山弘藏） 第14款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第3款・民生費

松屋議員

2番（松屋治郎） これあの…18歳未満一律10万円で支給であるならば、1,295万とはならないんじゃないかと思うんですけど、何かこの中に経費が含まれているんですかね。伺います。

議長（横山弘藏） 福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、先の6日の日のですね、補正予算におきましては、対象人数をですね241名ということで、小値賀町が把握しております18歳以下の児童・生徒数をですね、計上させていただいたんですけども、その後、公務員等の申請を受け付ける中でですね、当町で把握していない子どもが1名判明いたしました。そういうところで、今後あの…公務員の方のですね、特に単身赴任で来られた方につきましての児童数がちょっと把握できないものですから、少し今回、多めに予算計上させていただいております、241名のところを250名で予算計上させていただいております。

議長（横山弘藏） ほかにありませんか。

松屋議員

2番（松屋治郎） 250名ちゅうことは2,500万ちゅうことですか。この端数の5万ちゅうとが私は、あの1人10万なら、5万ちゅう端数は出んっちゃいかと。

議長（横山弘藏） 福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也） お答えいたします。

前回のですね、補正予算の時に、1,200…1,205万円の予算計上させていただいております、その後250名というところで試算をし直しましてですね、全部で2,500万ということになりますので、その差額としまして1,295万円ということになっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑ありませんか。

今田議員

7番（今田光弘） 大変細かいことをお伺いして申し訳ないんですが、前回の時は所得制限を超えてる、960万円を超えてる方のお子さんが2人という説明があったんですが、先だつてのNHKの報道では3人となってました。その辺のご説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、当初こちらで把握していたのが1世帯2名ということだったんですけども、先ほど言った公務員の申請によってですね、1世帯1名の方が判明しましたので、今回2世帯3名というところになっております。

議長（横山弘藏） 今田議員

7番（今田光弘） わかりました。もう1つ伺いたします。

18歳以下ということでどこかで線を引かなければいけないと思うんですが、いつ時点で…18歳以下、未満、高校生までということで、年齢ではなくて高校生までということになると、今度高校に行っていない子どももいると思うんですけど、その辺についてお聞かせください。

議長（横山弘藏） 福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也） お答えいたします。

今回につきましては、高校に行っていない方も18歳以下であれば、結婚していない以上はですね、あの対象というふうになります。

議長（横山弘藏） 今田議員

7番（今田光弘） その場合の18歳以下というのは、その時点はいつでしょうか。

議長（横山弘藏） 福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也） お答えいたします。

今回の対象児童につきましては、令和3年の10月支給分の児童手当の対象となっている児童と平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた者というふうになっております。

議長（横山弘藏） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号、令和3年度小値賀町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 85 号、令和 3 年度小値賀町一般会計補正予算（第 8 号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第 85 号、令和 3 年度小値賀町一般会計補正予算（第 8 号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本 12 月会議に附議された案件の審議は全部終了しました。

これにて、令和 3 年小値賀町議会 12 月会議を終了いたします。

どうもご苦労様でした。

— 午前 10 時 7 分 散会 —